

○安藤委員 基本的にそれでよろしいのかなとは思いますが、この審議会の大分前に生物についてどうしようかということが、生物というのはクリプトスボリジウムとかそういうものではなくて、一般的にそこら辺にある藻類的なそういうものですね。それについては、注意しましょうねということがちょっと書いてありました。今、水道では、そういう藻類というのはリークしてしまいます。これは当然のお話でして、そういうものは性状として、この濁度の中で全部網羅してしまうのか、あるいは濁りの中で網羅してしまうのか、こういう議論をしたら切りがなくなるので余り言いませんが、そこで障害というのはどういうことなのかということについてお伺いしたいのです。

○眞柄委員長 それでは、今の安藤委員の御指摘のことは不快生物のことだと思いますので、いわゆる生物・微生物学的性状のことについて議論するときに検討するということにさせてください。性状に関することで障害を生ずる濃度レベルというのは、非常に個人差もあつたりして難しい判断を迫られることになると思いますので、性状に関する項目について議論をするときに、要するに、水道を使っている方々のいわゆる味やにおいに対する感受性というようなものもどう考えるか、あるいはそれを考えた上で評価値をどう設定するかということに気を配っていただきたいと思いますので、よろしくお願ひします。

ほかにございますか。人の健康の保護に関する項目の不確実係数のところであります、基本的には 100 ということになっておりまして、短期毒性のときには更に 10、それから、LOAEL のときには 10 を足すというのは、一般的な化学物質のリスクを当てはめるときのやり方ですが、毒性が重篤な場合とか非遺伝子障害性の発がんのときに更に 10 を足すということは、農薬を含めてほかの化学物質の評価ではやっていないことだと思います。ただ、WHO のガイドラインのときにはこういうふうにやっていて、水道水による健康影響ができるだけ高く見積もるというか、要するに、水道というのは食品等に比べて非選択性が多いメディアであるから、こういう物質については更に 10 見込もうというのが WHO のやり方でございますし、これまででも水道の水質基準を設定する際に、更に 10 を加えるということはずっとやってきたことだと思います。今回の評価値の決定に際しても、ある意味では公衆衛生の保護に対して配慮をして、更に 10 を加えるというのを継続したいというのが事務局の考え方であり、江馬委員のお考え方でもございますので、そういうものを今回も適用したいということではあります、それでよろしいですか。

○安藤委員 ちょっとお伺いしたいのですが、不確実係数を追加することは足すということ、例えば 100 だったら 110 になるということですか。

○江馬委員 100×10 です。

○安藤委員 そうですよね、追加ではないですよね。ちょっと表現に注意が必要かと。

○眞柄委員長 「不確実係数 10 を考慮する」とか「更に考慮する」と。ありがとうございます。日本語はなかなか難しくて、「追加」と言うと 110 になってしまふみたいだけれども、そうではなくて掛けるという意味です。

それでは、選定と算出方法についてはよろしくございますか。

○宇都宮委員 閾値がないと考えられる化学物質のところで、リスクの 10 のマイナス 5 乗というのは、前回の改正と同じと考えてよろしいのでしょうか。それとも、ここは各國によって決めていいとされる部分ですので、その根拠があればお聞きしたいと思います。

○岸部水道水質管理官 これは前回どおりです。

○宇都宮委員 特にそこはいじらなかったというふうに解釈してよろしいわけですね。

○岸部水道水質管理官 はい。前回も 10 のマイナス 5 乗の増分ということで評価していただいているので。

○眞柄委員長 公式に言いますと、前回の水質基準の基準値を閾値がないものについては 10 のマイナス 5 乗で VSD を求めてやっていました。ただし、報告書には「十分に安全性を考慮して」という文章になっておりまして、10 のマイナス 5 乗という数字は出ておりませんでした。が、それ以来 10 年経ちましたので、そのときに 10 のマイナス 5 乗で実質的に評価値を決定してきたことについて広く社会の認識が得られたということで、私の理解では、江馬委員も担当の方も 10 のマイナス 5 乗というのを公式の文書として残すというふうに御判断をされたと理解をいたしました。我が国の政府でさまざまな基準値を決めるときに、リスクの増分を 10 のマイナス 5 乗ないし 10 のマイナス 6 乗というふうにとどめということを公式に文書で出しておりますので、今回このような形できちんと明記されたというふうに理解しておりますが、そういう理解をしていただければと思います。いや、10 のマイナス 6 乗がいいという御意見があればまた別ですが。

○宇都宮委員 そうできれば、すばらしいですよね。いろいろなことを考えて落ち着くところが、一応 10 のマイナス 5 乗というふうに理解してよろしいのですか。

○眞柄委員長 そう思いますが、後ほど閾値なしの VSD を求めるものが出てきて、10 のマイナス 6 乗で評価値を決めて、後ろの方に書いてありますように、分析測定も不可能だし、B A T を使ってもだめだしというようなものが多くなって、その根拠があいまいになるよりも、やはり 10 のマイナス 5 乗というふうに書いた方が理解を得られるのではないかという意味では、10 のマイナス 5 乗が妥当なところではないかと思います。

それでは、そんなルールに基づいて、個別の項目について議論をしていただきたいと思いますが、もう一つ水質検査方法が、今の江馬委員が御準備いただいたものの中で一つのポイントになりますので、水質検査方法について安藤委員からまとめていただきました概要の御説明をいただきたいと思います。お願ひします。

○安藤委員 それでは、資料3-3をお願いいたします。基本的には、ここではまず1番目に書いてございますように、幾つかの許容値を定めたものに従って物事を考えていきますということでございます。そうは申しましても水質検査技術というのは、まさに日進月歩といいますか、去年と今年はがらっと変わるということもございますので、そういう技術革新に対して適切に対応できるようにしていかなければいけないという条件が設定されるということでございます。

水質の試料というのは当然ながらいろいろな状況がございますので、そのためにいろいろな観点から検査方法というものは可能な方向にしていきたいということがございます。とはいっても、もう一方でQA/QCいうものがございますので、そうそう何でも挙げるというわけはいかないということになります。そういうことを考えまして、以下のような考え方で検査方法というものを考えてまいりました。

それが「3」というところに書いてございます、一応7つの項目として挙げました。まず、基準項目については、確度よく測定できる方法だということ、これは当然のことです。

(2)といたしまして、当然定量下限としてどこを設定するかというのは、これから議論されます基準値の10分の1を測定できる。それが測定できるということで、我々は測定方法を確立することになります。その10分の1の値がどういう精度で測れるか、これがまた非常に大事な問題になります。

そこで、精度の高い方法として基準値の10分の1というレベルで、無機化合物としては10%以内の変動係数というものを求めます。それから、有機化合物については幾つかの前処理調査というのがございますで、それを考慮して20%以内ということを基本的な原則としようというところでございます。

それから、もう一つは、例えば、基準項目になるであろう化合物の中には、(2)(3)をクリアするために、どうしても有害物質を使わざるを得ないという状況が今までございました。それはなるべく避けようという観点に立っております。つまりベンゼンなどは使いたくないということになりますし、そのほか有害物質というのはいまだにまだ使っている部分がございますが、それはなるべく減らすということをやっております。

それから、もう一つは、使わない方法をねらおうと。ただそうしますと、どうしても(3)

がクリアできないという、当然裏腹の関係が出てくるということになります。その接点を求めていくということを今も続けているということでございます。

(5)としては、できる限り複数の方法を挙げていってもいいだろうということにしていきたいと。ただし、(2)(3)あるいは(4)というのはクリアしていかなければいけないという条件が設定されるということでございます。

もう一つは、先ほどまでの議論の中で幾つかございましたように、水質管理目標設定項目というのは非常に増える可能性があるということになります。そういうことも考えますと、自動分析という考え方を積極的に取り入れていこうということでございます。(2)(3)(4)というものがクリアできるならば、これを入れていってもいいということにしていきたいということでございます。

それから、(7)としては、(1)から(4)の幾つかの問題を確保するために必要最低限の要素というものがございますので、そういうことについて基本的なものを書く、つまり記載方法についてはそういう観点で書くということになります。つまり、これはどういうことかと申しますと、今までの検査方法というのは省令法として方法のみを記載しておりました。具体的な方法については、部長通知あるいは課長通知という形になっておりますので、そこを省令法という形でもう一回きちんと書くということになります。そこについては、基本的な原則に従って問題を書くということになります。幾つかの工夫すべき点は、試験方法では全部を書くことはできませんので、そういうものについては、ある程度余地を残そうということでございます。

もう一つは、検査方法が多くなるということからいたしますと、なるべく一斉分析法を基本的な原則とする。これは前回の改正でも行いましたけれども、更にその考え方を推し進めていこうということでございます。

次のページにまいりまして、検査方法といたしましては同等以上のレベル、つまり幾つかの検査方法というのが可能になるわけですから、それを公定法にしていこうということになります。つまり省令法になりますと、なかなかその考え方から新しいものを導入しにくいという面が出てまいりますので、公定法にするためのシステムというものをつくっていかなければならないんだろうということでおざいます。

その次が微生物に係る水質検査方法でございますが、一般細菌については標準寒天培地ということ、それから、大腸菌につきましては、昔ながらという言い方はもうございませんが、大腸菌という基本的定義がございますのでそういうものと、もう一つは特定酵素基質培地法ということを取り上げていこうということになります。

後で議論が出るかと思いますが、いわゆる大腸菌といふものと大腸菌群といふものがございますので、そこでここでは多少変わってくるかもしれないというところはございます。

それから、化学物質につきましては、後に書いてございますような基本的な考え方でございます。

まず、無機物質につきましては幾つか書いてございます。つまり重金属類につきましてはフレームレス原子吸光光度法、それから、還元化一原子吸光光度法、水素化物発生一原子吸光光度法、この3つの方法というものを取り上げていくべきだろうというふうに考えております。当然、金属は1つできればよろしいですが、原子吸光光度法という方法と金属の物理的な性質ということからすると、これは変えられないということになります。それから、4番目がICP法ということになります。これも従来どおりになります。それから、水素化物発生-ICP法。誘導結合プラズマ-質量分析法、つまりICP-MSという方法を採用するということでございます。それから、もう一つは吸光光度法として鉄というもの、これは当然、水道事業体ではしょっちゅう測るし、あるいは現場で測るということもございますので、この吸光光度法を入れておくべきなのかなという、そこはまだ御議論の中に入りますが、今の段階ではそういうふうに考えてございます。

次のページにまいりまして、その他の無機化合物として幾つかございます。ここには問題のある物質もございます。例えば、シアニンイオンなどがあるいは硝酸性あるいは亜硝酸性窒素、ふつ素というようなものがございますが、そういうものについては既にイオングロマトグラフ法が採用されておりますので、そういうものを採用していきたいというところでございます。そのほかに吸光光度法、滴定法というのも考えてございます。

ただ、滴定法については、必要頻度ということからすると、これを残すべきかどうかというのはやはり御議論いただくものかなと思っております。

それから、非常に低濃度を測らなければいけない物質として有機物質がございます。これは大きく分けますとヘッドスペース、つまり揮発性の高い物質、それから、そうでない物質ということになります。揮発性の高い物質につきましては、一応2つの考え方でいこうということでございます。1つはヘッドスペースガスクロマトグラフ法、もう一つはバージ・トラップガスクロマトグラフ法ということになります。

もう一つは、これから議論がなされる農薬類でございますが、一応、固相抽出-GC/MS法という考え方でいこうということでございます。

それから、農薬類でまだ幾つかございまして、固相抽出の高速液体クロマトグラフ法ということもございます。それから、もう一つ、これから議論がなされる幾つかの農薬につき

ましては、LC/MSという方法についても考えなければいけないことが出てくるかもしれません、ここでは一応今までの観点を踏襲してこういう書き方をしております。

幾つかの有機物の中で、陰イオン界面活性剤あるいはフェノール類が現在の段階では吸光光度法ということがあります。ただし、ここではクロロホルムというものを使っておりまして、これがそうではないものに代えられるかどうかというのは、今ぎりぎりまで検討をしております。クロロホルムというのは当然、水道では非常に大きなテーマでございますので、それはやめるという方向にいきたいというふうには思っております。ですが、現在の段階では、この方法を挙げさせていただいているというところでございます。

その他、対象項目としては7つほど書いてございます。蒸発残留物、有機物、pH、その他濁度までございます。蒸発残留物は重量法、それから、有機物につきましては現在の段階では過マンガン酸カリウム消費量という形になってますが、現在検討しておりますものがTOCに変えられるかという作業をしております。これは全国のデータを今集めてございます。そういう段階で最終的に決めていきたいと思っております。当然ながら、過マンガン酸カリウム消費量というものは、精度という面ではかなり大きな誤差が生じることが考えられるということでございますし、そのほかに有機物によってその値は変わってしまうということもございますので、できる限りTOCに変えていきたいというところでございます。ただし、基準値をどうするかということは、データを蓄積しなければいかんだろうというふうに考えているところです。

それから、pH、味、臭気、色度、濁度というものにつきましては、ここに書いてあるような考え方でやっていこうというところでございます。

そのほかの農薬につきましては、今幾つか申し上げましたけれども、後の表に出てまいりますので、機会をいただければお話ししたいというふうに考えております。具体的な方法につきましては、表に別添という形で記載しておりますので、御参考いただければ、あるいはそれぞれの項目で御議論いただく中で御指摘いただければよろしかろうというふうに思っております。

基本的には、今申し上げた方法でございますが、なるべくガスクロマトグラフ法というものはやめていきたいという考え方でございます。ガスクロマトグラフ-質量分析法という考え方にしていきたいというところでございます。

だいたい以上でございます。

○眞柄委員長 ありがとうございました。

それでは、水質検査方法の概要について、基本的には基準値の10分の1を定量限界と

して、その10分の1の変動係数が無機物で10%、有機物で20%。それから、ベンゼンのようなものを使わない、いわゆるクリーンラボということを前提にお考えいただいたということだろうと思いますが、いかがでしょうか。

中村委員、何か御意見がございましたら、どうぞお出しください。

○中村委員 基本的な考え方はこれでいいと思います。「基本的考え方」の5番目に、例えば新しい分析法がどんどんできた場合に、それを公定検査法と認める柔軟なシステムを取り入れるというのは、今お考えのシステムというはどういう形になるかというのをお聞きしたいのが1点です。

それから、すごく個別なことも幾つか質問したいのですけれども。

○眞柄委員長 それでは、まず、1番目のシステムの方をお願いします。

○安藤委員 具体的にどういうものかというのはまだしっかりと固まっておりませんが、いずれにしても、どこかの機関が提案してきたものについて検証するシステムをつくらなければいけないだろうというふうに考えております。私どもは、今までの試験方法についてすべて検証してきているということでございます。水道事業体というのは前から申し上げておりますように、技術の低いところから高いところもある。とにかく、そういうところでクリアできるような方法ということを考えておりますので、チェックを何度もやっていくということでございますので、そういうシステムをつくって、そこで検証していくまですねという評価を下したい、そういうシステムを考えているというところでございます。

どういう機関でやるかというのは、これからのお話だろうと思っておりますけれども。

○眞柄委員長 水質基準が今回、ある意味ではレビューをし直して新しい基準の体系をつくるわけですが、先ほど分類のところで逐次改正という仕組みを今後考えて、そのための体制がつくられるということを総論のところでも議論したわけで、その際には、基準の項目だけではなくて、今、安藤委員がおっしゃったように、検査方法についても逐次追加なり入れ替えるというような作業を行うという理解でいいわけですね。

○安藤委員 はい。是非そうお願ひしたいということです。と申しますのは、検査方法というのは1年、2年、場合によっては3年というふうに掛かります。したがいまして、なるべく早くこちらの体制をつくらないと次が進まない、実態調査もできないということになりますので、是非そこはお願ひしたいと思っております。

○眞柄委員長 では、中村委員、細かいことでも何でも結構です。

○中村委員 測定方法の重金属のところで、前の検討のときにもナトリウムがICPに入っているのですが、本当に大丈夫なデータなのかというのはちょっと心配です。環境のJ

ISの方は、まだナトリウムはICPに入っていませんよね。その辺で、やはり非常にナトリウムが心配だなというのと、それから、一斉分析という考え方であれば、例えば硬度のカルシウム、マグネシウムはICPに入れてしまう。ICPだと測定濃度範囲が非常に広いので、かなり高濃度でも測れるので、そういう考え方もいいのではないかという点があります。

○眞柄委員長 まず、ナトリウムはどうですか。

○安藤委員 異論はありません。検討していないという言い方もおかしいですが、当然適用の方向だろうという考え方方が非常に強くなっているというだけですので、むしろ幾つかの問題がやはりあるのだろうなというふうには思っております。それは、もう一度見直してみたいと思います。

○眞柄委員長 ナトリウムはイオンクロマトグラフの方がいいですよね。

○安藤委員 はい。むしろ、その方がいいです。

○眞柄委員長 ICPではちょっと心配ですよね。

○安藤委員 むしろ希釈してしまうからいいかなという。ですから、そういう面で、希釈率の誤差の方が大きいという考え方です。

○眞柄委員長 カルシウム、マグネシウムもICPで測れるし、一方、伝統的に硬度というニュアンスがあるので、カルウシム、マグネシウムというよりも硬度ということだとすれば、こっちの滴定法を残しておかなければいけないという、イオンクロマトグラフで塩素イオンは入っていますね。

それから、鉄で吸光光度法が入っているけれども、これは比色法だっていいのでしょう。だから、後ろの方で吸光光度法と比色法、透過光測定法とか似たようなものがばらばら混じっているので、これはちょっと統一してくれないと。

○岸部水道水質管理官 言葉違いだけですが、事務局方で整理したときに、比色法というのは、比色計を用いるものを比色法と言っています、分光光度計を使って吸光度を測るものは吸光光度法というふうに整理致しました。

○眞柄委員長 透過光は固定のフィルターを使うのが透過光測定法ということになっているわけですか。細かいことを言えば、濁度も粒子カウンターで換算する方法などもあるし、その辺は一つあれですが、ほかに何かございますか。

○中村委員 あと、有機物をTOCに変えた場合に、基準値からの見直しということですが、今までの過マンガン酸カリウム消費量でやっていたときの有機物の基準値とTOCの基準値で、今データを集めていらっしゃるとおっしゃいましたが、その辺の取り扱いの考

え方を教えていただけませんか。

○安藤委員 私の勝手な考え方ですが、理想は過マンガン酸カリウム消費量、つまり環境ではC O Dですね。それとT O Cの相関関係を見ます。これは「Y=X」が理想です。こうはありません。それは当然の話です。いろいろな水道事業体あるいは環境でもいろいろそういうデータがあります。それぞれの水源では相関性がとれるということは大体出ています。ただし、その相関係数、それから、切片はそれぞれ違うこともわかっています。さて、どうするかというお話かなと思います。1つの考え方としては、過マンガン酸カリウム消費量とT O Cというのは何年かダブルでやっていってもいいよとか、そういう段階で何かを決めていくだとか、幾つか考え方はあるのだろうなと。ただ、今そういう「Y=幾つ」というのをすらすらと書いてみようかなという気がいたしております。それは明らかに「Y=X」にはならないと。ですから、ある程度のところで大体こんなものかなというところを決めるしかないのかなと、今そんな感じであります。ただ、これは当然、環境筋でも今まで多く議論されてきたわけですから、それでも設定できないというのは、1つの根拠がそういう不確実さというのがあるわけですから、不確実はいつまで経ったって不確実だと思います。ですから、それはある程度の1つの考え方で決めていいだらうという感じに今は思っております。委員のおっしゃるとおりの問題はあろうとは思っております。

○眞柄委員長 それについては、今日、明日の議論では安藤委員から資料の御提供が困難だということでございましたので、次回の専門委員会の折に過マンガン酸カリウムとT O Cの扱いについて御議論をいただきて、委員の御判断をいただきたいと思います。一応そのときにも、WHOなりE P AなりE UのT O Cの値なども参考にしていただければ、水道水として有すべき水準というのはおのずと明らかになるだらうと思いますので、その辺も配慮して資料の準備をお願いいたします。

検査方法について、大谷委員、何か御意見ございますか。

○大谷委員 5番の柔軟な体制ということで、何らかの形で検証するというお話だったのですが、例えば食品衛生法等であれば、ほかの方法でも同等と認められる場合にはいいですよというふうになっています。それは特に、どこかがその方法を検証するということではなく、検査機関の自己責任というか、その検査法について標準作業書がきちんとできていて、GLPに基づいてやっていることが証明できれば、それでいいということなのです。事業体なりどこかの研究所が、公定法とは違うけれどもこういう方法を開発した場合に、それをいったんどこかに提案して、検証して、では認めましょうというよりは、迅速に取

り入れることができます。そのような柔軟な体制というのも1つの方法かと思います。

○安藤委員 私はちょっと違いまして、食品の場合はそれぞれサンプルが前処理というの全部違う。水道の場合はそこまではいかない。そうしますと、水道事業体というのは先ほどから申し上げていますように、それぞれいろいろなレベルがあって、ある程度こういうものが理想だよということは提示してあげた方がいいだらうと思います。それを検証するというのは当然G L P対応ということが求められるわけですから、それができればいいわけですが、それがないということになりますと、それはこれからつくるという状況になりますので、ある程度の行く先というものは見せた方がいいのではないかという考え方です。こういう方法が理想だらうなということは出しておいた方がいいだらうということです。あとは御勝手におやりなさいよと。ただし、後でだめだったらちゃんと見ますよということよりも、ある程度出した方がいいのではないかと思っております。

○岸部水道水質管理官 行政の立場から申し上げますと、結論としては安藤委員と同じですが、公定検査法というのは基準値とセットのものでございます。今回、公定法としてイメージしているのは、あくまでも一例でございまして、それにこれと同等と認められるものというようなことは当然追加したいと思いますが、では、だれが同等と認めるかというのは、やはり基準値を設定している私ども行政サイドで認めるのかなと考えております。その際、安藤委員がお話しになったように、検証プロセスを組み込んでどういう形にしていくかというのは、これから具体的な検討をしていかなければいけないと思っております。行政としてはそういうふうな感じを持っております。

○大谷委員 検査法と測定対象物質というのが一覧表になって示されていますが、水質基準としては、例えば、カドミウムであれば複数ある検査法の中のいずれかによって検査しなさいということになるのでしょうか。今まで、こういう前処理をして何を何cc入れてというような、かなり詳しい方法が省令で述べられていたと思うのですが、これからはいくつかこういう方法がありますというのを提示して、どの方法を選ぶかは、検査する側の裁量によるとなっていますが、具体的には水質基準に示される検査方法はどのような形になるのでしょうか。

○安藤委員 私は逆だと思っています。

○眞柄委員長 確認で、フレームですから普通のネプライザーと超音波のネプライザーとICP-MSと4つの方法が測定方法として書いてありますよね。実際に省令で示されるときには、大谷委員が言われるのは、個々の例えばフレームレスー原子吸光光度法のときに

は、従来の省令のように、要するにフローチャートまで詳しく書いてあった。こういうふうになったときには、この4つの方式について細かな検査の手順から、どこで何を何 ml入れるとかあるいはICP-MSの条件は何ぼだとか、どの辺まで書くのですかという御質問だと思います。

○安藤委員 今まで省令法というのは何々方式まで、それしか書いていません。具体的に何 ml というのは部長通知です。つまり、部長通知であったものをこっち側につくろうと。

○大谷委員 それでは現在部長通知で詳しく述べられているような形で、法律に提示されるということですか。

○安藤委員 基本的な原理原則だけは書きますよという考え方です。

○眞柄委員長 この4つの方法が書かれるわけですね。

○安藤委員 そうです。4つの方法は書くと。このどれかを使うと、大体 CV 10% でこのぐらいはできるはずですよという方法を載せる。

○大谷委員 その1つ1つについて、今の部長通知と同じくらいの詳しさで記載されることになるのですか。

○安藤委員 そういうふうに考えています。

○岸部水道水質管理官 省令法の話が出ましたので、行政からお話しをいたしますと、現在の方法というのは先ほど安藤委員からお話をありましたように、フレームレス原子吸光光度法というふうにしか書いていない。それではわからない。平成4年の前回改正以前のものについては、今、委員が御指摘のように非常に詳細に書いてありました。私どもいたしましては、従前のものは縛り過ぎるし、現在のものは簡単過ぎるというようなことで、本質的な部分を要領よく書こうということで、その辺のところを安藤委員の方にお願いいたということでございます。要するに必要最低限の要素だけということで、平成4年以前の細かい省令ほどではないけれども、現在みたいな素っ気ない方法ではなくて、それを見ればポイントを押さえられるようなところまでもう少し詳しく書いたものをつくりたいなと思っております。

○眞柄委員長 宇都宮委員、何か御意見はありますか。

○宇都宮委員 詳しい分析法は1つちゃんとあっていいし、簡単なところは簡単でいいのかなと思って聞いていました。中途半端なのはかえってやめた方がいいのではないかと。詳しいものは、分析法についてあれを見れば絶対わかるというのが1つは欲しいし、簡単なものはどういう機器をそろえたらいいかぐらいのところでいいのかなと、予算や分析準備などの参考になればいいのかなと思って聞いていました。私の意見はそんなところです。

○眞柄委員長 中村委員もそうですよね。実際にフローチャートで全部書いてあれば、それはそれなりにちゃんとできるのだけれども、クリティカル・パスだけばっぱっと書かれて、これでやれと言われたって、それは難しいよ。委員長が余り発言してはいけないけれども、現行の省令で試験方法しか書いていないくて、それと同等以上という文章が入っていたかどうか知らないけれども、その方が私は、現実の問題として水道協会が出しておられる上水試験方法が少なくとも日本語でアベイラブルだし、それから、指定検査機関や水道事業体の水質試験室で試験業務に従事されていらっしゃる方は、大学で科学のことについて教育を受けられている方がかなり多くなっているので、AWWAやWPCFのいわゆるスタンダード・メソッドも読めるというようなことを考えると、測定方法だけ書いたらいいではないかと思うのだけれども、そこまで書かなければならぬ理由はあるのですか。

○岸部水道水質管理官 先ほども申し上げましたように行政といたしましては、基準値というものは検査法とセットと考えておりますので、例えば、フレームレス原子吸光光度法でも、単にそれだけだと、具体的な方法が不明であり、それは検査者の自由裁量に任せることというわけにはいきません。例えば、前段で酸処理をするとか、あるいは場合によっては溶媒抽出するといった、最低限ここは外してはいけないというようなものはお示しないといけないのかなと思っております。当然、他法令における基準値等を見てもこのような形になっていまして、現状で水道法の水質基準だけが、法令の整理から言うと異質なところにいるという感じがしますので、普通の形に戻したいなというふうに思っております。

○谷津水道課長 今まで法体系と通知との2つで規定していたわけですが、通知で規定するということが全体の行政の中で好ましいのか好ましくないのかという議論があるわけです。なるべく法体系の中でしっかりと規定すべきものは規定すべきという考え方の下、なるべく3点セットの法律、政令、省令の中で書き切るというのは、今の政府全体としては望ましい世界だと。そういうものにどうやって近づけるかという御議論なものですから、そういう要請と現場での要請の両方を頭に置いてご議論いただければと思います。

○眞柄委員長 そういうことだそうですので、わかりました。谷津課長がおっしゃるように、行政の流れというのはよく理解しますので、それでいいと思います。

もう一つは、先ほど中村委員や大谷委員が言われたように、同等である方法を開発しましたよと、それを持っていくところを整備していただきたいですよね。だから、中村委員のところとか我々のところでも学生が分析法や何か開発しますよね。それは勿論ジャーナルに載るのだけれども、ジャーナルに載るのはこっちがパブリケーションするので、それをピックアップしてくれるかどうかというのは、必ずしも信頼が置ける機関がないわけで、

そういうものを開発した人間が、例えば、水道の水質試験用に試験法を開発したとしたら、これはどこへ行けば真剣に検討の対象にしてやるよという仕組みを、これとは関係ないけれども、全体の報告書を取りまとめるときの1つのポイントみたいなところに書き忘れないように、安藤委員、覚えておいてください。よろしくお願ひいたします。

○安藤委員 それは非常に大事なことで、こちらが開発する場合も結局そこらじゅうを探して持ってくるということもございますので、窓口があると非常にありがたいと思います。

○眞柄委員長 ほかにございましょうか。

○宇都宮委員 先ほど安藤委員も言われましたけれども、新しいシステムとなるべく早く取り入れていきたいというのが原則的な姿勢としてあると思います。3ページの有機化合物のところで安藤委員も触れられましたけれども、LC/MSを、実際には固相抽出ー高速液体クロマトグラフ法ですが、チウラムなどに現実に使っておりますので、これは逐次などと言っていないで、今の段階で入れていっていただければと考えております。

それから、もう一つ「その他」で味、臭気の官能法というのが、検査する立場では結構問題でして、特に味は何だかわけがわからないものを口に含まなければならぬという、検査する方の健康上の理由で、全国的にも問題がある項目となっています。臭気は感度が良いので危険性は少ないとおもいますが、味の方は危険なことも予想されるので、私もいろいろなところで味の検査が必要かどうかの議論に参加しております。味についてどのように考えたらいいのか悩んでいます。この味というものが、どうしても水質の評価として欠かすことのできないものかどうかも含めて。

○眞柄委員長 わかりました。では、LC/MSについては安藤委員もおっしゃっていましたし、私の認識も、今回入らなかつたら先ほどのお話のように3年間などという話になるとちょっと困るので、やはりLC/MSで対応できる物質については対応の構をつくっていただければと思います。

さて、宇都宮委員がおっしゃられた味ですね、これは本当に困りますね。本当に責任がとれないのですよ。測れと言っても、測る人間は死ぬ思いで味を見なければならぬですね。度胸を決めて。これは、いわゆる試験法としての開発とか進歩とか、どういうふうにしたらいいかというような検討は今いかにされているのですか、安藤委員。

○宇都宮委員 これはいつも問題になりますよね。

○安藤委員 私も答えられません。

○眞柄委員長 たしか「異常でないこと」でしたよね。勿論、何ml含んでとか書いていないですね。何度も水でどうこうというのもないですよね。とにかくそこに行って、そ

の水で異常でないことですよね。もうやめてしまったらどうですか。

○宇都宮委員 味が総合評価ということで水質基準項目として必要があるのかなという疑問が、先ずあります。

○安藤委員 事業体にとって大事なのではないかと何となく思うことはあるのですが。味センサーという機械がありますけれども、そういう話でもないだらうし。

○眞柄委員長 においては感度がいいから、検査をする人間にとてのリスクはそれほどではないですね。味というのは、まして人によって個人差が大きいし。

○岸部水道水質管理官 ケミカル・パラメータで置き換えられればいいのですが、それで置き換えられるということは余り聞きません。

○安藤委員 抜いてしまった場合どういう弊害が出てくるのでしょうか。

○眞柄委員長 省令の中で味というのは書いてありますか。

○岸部水道水質管理官 たしか「異常がないこと」というふうに書いてあります。

○眞柄委員長 「異常な味」ですか。

○矢野水道計画指導室長 4条に「異常な臭味がないこと」と書いてあります。

○眞柄委員長 「異常な臭味」でしょう。だから、味とおいと一緒に合わせて「臭味」として「異常でないこと」。「臭味」で、最初に、検査方法としてにおいてやって、それでにおいてがなければ味を見ろと。大概においての方が感度が高いですね。それで味を見ろと。両方なければいいと。もうにおいてがだめだったら「異常な臭味」。省令は「臭味」と書いてあるのだったら、臭味でもいいのではないかという気がするのですけれども。

○岸部水道水質管理官 法律も「臭味」ですね。

○眞柄委員長 法律も「臭味」ですよね。思い付きみたいで申し訳ないけれども、確かに問題ですよね。省令はどうですか。

○岸部水道水質管理官 「味」と書いて「異常でないこと」と。

○眞柄委員長 省令は分けているんですね。

○岸部水道水質管理官 省令は「味」と「臭気」と分けています。

○眞柄委員長 4条の法律は「異常な臭味」ですよね。だって「異臭味があること」とか「異臭味水」と言うから、国民もその認識ですよね。この際、省令の方も「臭味」にしましたらどうですか。今日決める話ではないけれども、今更そんなことを言われても困りますか。

○谷津水道課長 実際に検査を担当される方のお立場はよく理解できますけれども、要は、その水は消費者に直接配られますよね。そういう懸念というのはどこでフィルターを掛け

るかという話で、なるべく元で掛けた方がいいような気がします。それが、いきなり人間のバイオセンサーで測ればいいということではないのかもしれないですが、そういう理由だから問題だというのは、ちょっと水道事業体本来の責務からして、いかがなものかなという気がしないでもないですね。

○眞柄委員長 一般的にというよりも、異臭味の水質障害で一番多いのは、やはり油気のにおいで最初に苦情が来ますよね。直結給水だったらまずないでしょうね。むしろ、味で来るのは、例えば、マンションの中の給排水管の現場のライニングをやったり、家が新しくなったり、銅のパイプに取り替えたときとか、どっちかといえば給水設備の方で障害がありますね。でも、それもやはり水道の水質基準だから味ですか。しようがないですかね。

○宇都宮委員 一応議論していただいて仕方がないということなら了解します。いつも話題に出る項目なので、あえて挙げたのですけれども。

○眞柄委員長 それは確かにそうです。課長がおっしゃることもわかります。実際に検査する人間の方も、においと味に異常がなければ大して問題はありませんと。あと pH を測るぐらいでしょうか。

○大谷委員 実際の苦情でも、使っておられるお宅で、自分のところの蛇口から出ている水が変な味がするという苦情であれば、実際にそこのご家庭の方が飲んでおられるので、進んで飲んでおいをいで、大丈夫ですよとかこううですよとか説明するのですが、苦情として持ち込まれた水の場合には、口の含むのは非常に抵抗があります。

○眞柄委員長 そうですか。そういう問題が指摘されたけれども、やはりしようがないですね。水道検査をする人のミッションだと思って覚悟してもらうしかないですね。

○谷津水道課長 公定検査法として官能試験というのは余り変えられないのかもしれないですけれども、今、言わば特殊災害的な議論も一方である中で、いろいろな意味でのリスクマネジメントをどう考えるかという議論もあるかもしれない、そこは、何か障害がある水をいきなり飲めというのもまた極論のような気がしますので、検査法は検査法で一応あって、そういう別の要素の議論というのは、また関連した議論として少し深める必要があるのかもしれませんね。

○眞柄委員長 そうですね。谷津課長がおっしゃるように、やはり議論はしなければならないのだけれども、安藤委員が先ほど水道事業体は水質検査水準が低いところから高いところまであるというふうに言われたけれども、基本的には水質検査に従事する人間が、例えば、こういうものに対してどう対応しなければならないか、それこそリスクマネジメントも含めて、そういうことができる人間が本来は従事すべきであって、だからむしろ、そ

ういうことに従事できるにふさわしい技術力を持っているかどうか、クオリフィケーションするシステムの方が案外大事なのかもしれない。それは、この議論とは別かもしれないけれども、そういうことではないかなと思います。かつて私も大学で実験していたときに、実存抽出をやるのに一生懸命溶媒を自分でピペットでぱんぱん吸っていたのだけれども、若い学生は「先生、怖いからピペットを買ってくれ」と言って、「そんな金はない」と何度ももめたことがあるのだけれども、考えてみれば同じような話ですよね。だから、やはりそういうものは検査方法よりも水質検査体制そのものの仕組みの中で、要するに、自分で危機管理できる人間であるというぐらいのものが対応するのだということを考えいくべきことかなと思います。

それでは、一応、江馬委員から選定の考え方と算出方法と水質検査方法、それから、最初に分類の基準を伺いました。午前中は一通り、午後の各項目に関して検討する上で、お互いに認識しておかなければならないことの御議論をいただいたと思います。改めて午前中検討した4つのことについて、御意見や御質問がありましょうか。なければ、これで午前中を終わりまして、午後は1時から再開したいと思いますが、よろしくございます。それでは、午前中どうも御苦労様でした。午後は、具体的な項目について検討に入りたいと思いますので、よろしくお願ひします。

(休憩)

○眞柄委員長 それでは、時間になりましたので再開したいと思います。

午後は、午前中のディスカッションに基づき、それぞれの項目ごとに評価値を幾らにするか、その評価値に照らして検出状況、それから、水質検査の方法、その基準値を満たす最善の技術があるかどうかという観点で議論を進めていきたいと思います。

お手元に「検討対象項目一覧」というものと、この分厚いファイルがございますので、これらを参考にしながら進めてまいりますので、お願ひいたします。

それでは、最初は、大分類の「健康に関する項目」の無機物質から順に御検討に入っていただきたいと思いますので、事務局から順次御説明をください。お願ひします。

○岸部水道水質管理官 それでは、資料3-5に基づきまして順次御説明申し上げます。

2ページ目に、ここで使っている略語表を整理しておきましたので、隨時御参照いただきたいと思います。

最初に、検討対象項目一覧の(1)でございます。この表について簡単に御説明いたします

と、整理番号は私どもが整理のためにつけた番号で、特段意味があるものではございません。

それから、「現行基準」は現行の水質基準があるものについて記載をいたしました。

「WHO」と書いてございますのは、WHOのガイドライン値を記載してございます。

「TDI」の欄につきましては、今回、江馬委員のところで評価していただきましたTDIを書いてございます。このときに「P」と書いてありますのは、プロビジョナルということで暫定評価であるという趣旨でございます。それから、数字のところに「a q」と書いてございますのは、通常毒性試験は混餌あるいは経口でやるのですが、飲料水でやつたという試験でございます。それから、「v」と書いてありますのは、閾値がないということで10のマイナス5乗リスクの増分ということでVSDの値でございます。「RISK」と書いてございますのは、同じ閾値のない物質ではございますけれども、VSDという形では計算されていなかったものを書いてございます。

それから、「水道の寄与率」が書いてございます。先ほど御説明申し上げましたとおり、基本的には10%、消毒副生成物については20%ということでございますけれども、それなりのデータがある場合には、それなりの数値を使ってございます。

「評価値」は、先ほどの江馬委員のお話で算定した評価値でございます。

「基準設定の要否」でございますが、「予備判定」と「本判定」とございます。あらかじめ審議を円滑化するために、事務局でこんな感じだろうということで予備判定をしたものがここでございまして、「基」と書いてございますのが基準に分類されるものであろうもの、「目」と書いてございますのは水質管理目標設定項目に分類されるものであろうるもの、それから「検」と書いてございますのが要検討項目に分類されるであろうもの、それから「-」を引いてございますのは、その他でございます。

「水質検査方法」につきましては、先ほど安藤委員からお話があったところを略語を使って書いてございます。

次の「主として問題となる原水」ということで、河川水を原水として用いるときに問題になる場合、あるいは湖沼水、地下水というような形で書いてございます。

「備考」の欄は、現行の監視項目があれば書いてございます。

それでは、(1)の金属類でございますけれども、まず、アンチモンについては現行は監視項目ということで0.002mg/lという指針値が設定されております。今回、毒性評価でプロビジョナルがこれまでTDIが0.006mg/kg/dayということで、10%のアロケーションで評価値を算定いたしますと、0.015mg/lというようなことでございます。

検出状況を見ますと、単純に見れば10%を超えるものはございませんけれども、過去に原水でこれを超えるような例があったというようなこと、あるいは数字が変動したというようなことから、当面、水質管理目標設定項目に置いておいてはどうかということで分類したものでございます。検査方法につきましては、ここに書いてあるとおりでございまして、主として問題となる原水でございますけれども、アンチモンの場合は地殻からの由来でございますので、原水の種類というのもその辺りの地殻構造というようなことかと思います。

次はどうしますか。

○眞柄委員長 どうしましょうか。1つ1ついきますか、それともある程度くくっていきましょうか。

○岸部水道水質管理官 では、金属類までいきましょうか。

○眞柄委員長 5つずついきましょう。

○岸部水道水質管理官 ウランでございますけれども、これは現行の監視項目0.002mg/lでございます。検出状況を見ますと10%を超えるものという方は度々検出されておりますので水質基準に分類してもいいのですが、毒性の評価がまだ暫定的なものであるということから、水質管理目標設定項目としております。

カドミウムにつきましては、従来0.01mg/lの数値になってございます。現在カドミウムにつきましては、国際的な場で議論されているところでございまして、その結果を待って改訂等を考えたいということで、当面、従来の水質基準0.01mg/lに据え置いたらどうかということでございます。

銀でございますけれども、一部浄水器等に殺菌効果を目的として使用されているということでお話しをいただきまして調べましたが、現在のところ毒性について評価情報がない这样一个ことで要検討項目ということでございます。

クロムにつきましては0.05mg/lという数値でございます。これについても従来からの評価を変えるような新たなデータはないということで、従来どおり基準値ということで予備判定をしてございます。

以上、5項目でございます。

○眞柄委員長 アンチモンについては毒性評価が変わったということで、評価値では0.015mg/lになるけれども、浄水での検出状況は0.015mg/lを超えることはない。ただし、原水で超えていたこともあったので水質管理目標設定項目にする。

それから、ウランについては、毒性評価が確定していないということから水質管理目標